

福岡県公報

平成二十四年十月三十日
第三千四百四十二号
増刊
①

目次

告示 (第千八百五十七号)

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

(団体指導課) …………… 一

訓令 (第十八号)

福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令 (福岡県教育委員会訓令第五号)

(調整課) …………… 一

告示

福岡県告示第千八百五十七号

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程 (平成十五年九月福岡県告示第千六百五十八号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第四条第三項の表中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

様式第一号中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

訓令

福岡県訓令第十八号
福岡県教育委員会訓令第五号

本 庁
出先機関

福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十月三十日

福岡県知事 小川 洋
福岡県教育委員会

福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令

福岡県同和对策会議規程 (昭和四十一年九月 福岡県訓令第十六号 福岡県教育委員会訓令第三号) の一部

を次のように改正する。

第五条第二項中「企画・地域振興部総合政策課長」を「企画・地域振興部総合政策課

長」に、「環境部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に、「農林水産

部経営技術支援課長」を「農林水産部水田農業振興課長」に改める。

この訓令は、公布の日から施行する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。